

オンライン診療指針 遵守状況確認チェックリスト

ホームページ掲示用

医療機関名	大阪漢方医学振興財団附属診療所
作成日	2026年5月11日
確認事項	情報通信機器を用いた診療に係る体制およびオンライン診療指針の遵守状況

当診療所では、厚生労働省の「オンライン診療基準」及び「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を確認しております。		チェック
1. オンライン診療の提供に関する事項		
(1)患者合意		☑
オンライン診療を実施する際は、オンライン診療を実施する旨について医師と患者との間で合意がある場合に行う。		☑
(2)適用対象		☑
急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行う。		☑
(3)診療計画		☑
医師は、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、直接の対面診療により十分な医学的評価（診断等）を行い、その評価に基づいて、診療計画を定める。		☑
(4)本人確認		☑
緊急時などに医師、患者が身分確認書類を保持していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、身分確認の書類を用いてお互いに本人であることの確認を行う。		☑
(5)薬剤処方・管理		☑
初診の場合には以下の処方は行わない。 ・麻薬及び向精神薬の処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、8日以上以上の処方		☑
(6)診察方法		☑
医師がオンライン診察を行っている間、患者の状態について十分に必要な情報が得られていると判断できない場合には、速やかにオンライン診察を中止し、直接の対面診察を行う。		☑
2. オンライン診療の提供体制に関する事項		
(1)医師の所在		☑
オンライン診療を行う医師は、医療機関に所属し、その所属及び、当該オンライン診療実施病院等の問い合わせ先を明らかにする。		☑
(2)患者の所在		☑
患者がオンライン診療を受ける場所は、対面診療が行われる場合と同程度に、清潔かつ安全でなければならない。		☑
(3)通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）		☑
医療機関は、オンライン診療に用いるシステムによって講じるべき対策が異なることを理解し、オンライン診療を計画する際には、患者に対してセキュリティリスクを説明し、同意を得る。		☑
3. その他オンライン診療に関連する事項		
医師教育/患者教育		☑
医師は、オンライン診療に責任を有するものとして、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必要となる知識を習得する。		☑

本チェックリストは当診療所のオンライン診療実施体制及び遵守状況を、患者様および関係者にわかりやすく掲示するためのものです。

一般財団法人大阪漢方医学振興財団附属診療所